

選挙用事務所等の設置に伴う手続きについて

各選挙において、立候補を予定しておられる皆様の中には、選挙事務所を建築される方もおられることと思います。

建築物を建築される場合には、簡易なものであっても建築基準法に基づく手続きが必要となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、建築される予定地によって必要となる手続きが異なりますので、下記の書類を参考に、該当する地域の手続きを行ってください。

なお、確認申請は、民間指定確認検査機関においても取扱いしております。

問合せ窓口

用途地域に関すること

笠岡市建設部都市計画課都市計画係

電話 0865-69-2138

確認申請・許可申請・建物の構造などについて

笠岡市建設部都市計画課建築指導係

電話 0865-69-2141

◆建築される予定地によって必要となる手続きについて◆

- ① 用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域以外の場合
⇒確認申請のみを行ってください。
- ② 用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域の場合
⇒上記の用途地域では良好な住環境を形成するため、事務所の建築は制限されておりますので、仮設建築物の許可を受けた後、建築確認申請を行ってください。

仮設建築物許可
(建築基準法第85条第6項)

建築確認申請

その他

- ① 床面積の合計が 10㎡未満であっても、新築の場合は建築確認申請が必要です。
- ② いわゆる、プレハブ建物であっても基礎については鉄筋コンクリートで造る必要があります。
- ③ 仮設建築物の許可を受けた場合は、認められた期間に至るまでに除却しなければなりません。
- ④ 建築確認申請が必要な建築物を建築確認申請をされずに建築した場合、建築基準法第6条の違反となり、同法第9条の処分の対象となりますのでご注意ください。

ご注意) ここに記載されている内容は一般的な場合です。前記にあてはまらない場合もありますので、詳細については都市計画課の窓口までお問い合わせください。